



前期経営実施計画

～ 自立し飛躍する事業団を目指して ～

< 平成28年度 ～ 平成32年度 >

平成28年5月26日策定
平成30年12月20日改訂



社会福祉法人
さいたま市社会福祉事業団

「あなたの笑顔、みんなのしあわせ」

<http://www.saicity-j.or.jp>

さいたま市社会福祉事業団 経営理念

私たちは、

だれもがその人らしい生活が送れ、

ともに支えあう、豊かな社会づくりに貢献します。

平成 17 年 7 月 21 日制定
平成 28 年 3 月 24 日改訂

－経営基本方針－

平成 17 年 7 月 21 日制定
平成 28 年 3 月 24 日改訂

経営理念を実現するため、次のことを実践します。

1 人の尊厳を守り、「その人らしい生き方」を大切にします。

だれもが人として尊重され、その人らしい主体的な生活が送れるよう努めます。そして、地域の中で安心して暮らし続けられるよう支援します。

2 「共に支えあう社会づくり」を目指します。

地域と共に生きることを目指し、住民相互の交流を促進します。また、ネットワークを活用し、地域の福祉力の向上に貢献します。

3 期待されるサービスを追求します。

ニーズに沿ったサービスの提供に努めるとともに、地域のセーフティネットとしての機能を果たします。また、時代を捉えた新たなサービスの創造に努めます。

4 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を育てます。

専門的な知識・技術に加えて、高い倫理観、深い人間観を持った職員を育成します。また、福祉人材の育成を積極的に支援します。

5 社会的責任を果たすと同時に、自立的経営基盤の確立を目指します。

社会規範・法令の遵守、経営の公開性・透明性の確保に努めます。また、経営の安定化・持続化を図るとともに、効果的・効率的な経営を促進し、自立性を高めます。

事業団スローガン **「あなたの笑顔、みんなのしあわせ」**

— 目 次 —

1	計画の趣旨と構成	1
2	計画期間	1
3	評価と見直し	2
4	中間評価（H28・H29）	3
5	見直し（改訂）の概要	5
6	重点目標の設定カテゴリー及び対象施設	7
7	施設運営の重点目標（分野及びカテゴリー別）	
	（1）法人としての取組み	9
	（2）高齢分野	
	① 入所施設	12
	② 居住施設	13
	③ 通所施設	14
	④ 相談支援事業	15
	⑤ 利用施設	16
	（3）障害分野	
	① 生活介護施設	17
	② 就労支援施設	18
	③ 自立訓練施設	19
	④ 障害児支援施設	20
	⑤ 居住施設	21
	⑥ 利用施設	22
	⑦ 相談支援事業	23
	（4）児童分野	
	① 利用施設	24
	② 放課後健全育成事業	25
	③ 居住施設	26
	（5）その他の施設	
	① 利用施設	27

1

計画の趣旨と構成

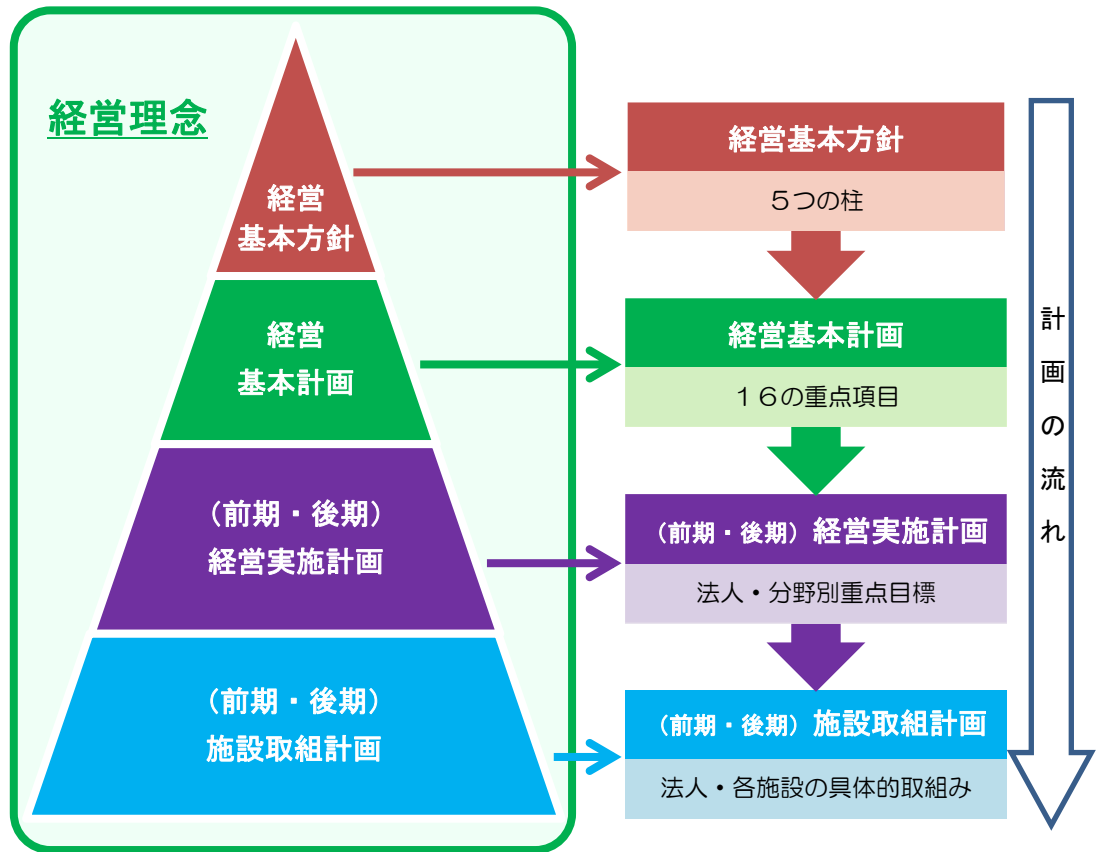
図1参照

事業団では、これまで推進してきた「経営10か年戦略」、「改善3か年計画」及び「自立化推進計画」を包含しつつ、法人の経営理念と経営基本方針に基づき、今後10年間で取り組むべき方向性を示すために、平成28年4月を始期とする「経営基本計画」を策定しました。さらに、「経営基本計画」に定めた重点項目を着実に達成するため、今後5年間で取り組むべき重点目標を示す「前期経営実施計画」を策定します。

この「前期経営実施計画」では、法人及び各分野別の取り組むべき重点目標を定め、具体的方向性や計画期間を明確にし、評価・検証・見直しのマネジメントサイクルによって計画的な取組みを行います。

また、この重点目標（経営実施計画）に基づいて、法人及び各施設ではその具体的内容や評価指標、計画期間を盛り込んだ「施設取組計画」を作成します。評価指標は進捗状況が客観的に判断できるものとし、数値化できるものについては具体的な数値目標を設定し、数値化できないものについては、より具体的な取組みについて明記します。

図1 計画の構成



2

計画期間

「前期経営実施計画」及び「前期施設取組計画」の計画期間は、平成28年度～平成32年度とします。最終年度である平成32年度には計画の総括的評価を行い、平成33年度を始期とする「後期経営実施計画」及び「後期施設取組計画」を策定します。

計画の評価及び見直しは、次のとおり行います。

(1) 前期経営実施計画

法人及び分野ごとに取りまとめた「施設取組計画」の評価に基づき、経営委員会及び分野別施設長会議が主体となって経営実施計画に示す重点目標が達成されているかを検証し、2年ごとに「経営実施計画」の評価を行います。

評価の際は直接的な取組み結果だけでなく、利用者や職員、地域社会にどのような影響があったかなど、結果をとおして生じたメリットやデメリットにも着目して行うものとします。

この評価サイクルに基づき、策定後3年目となる平成30年度に、平成28・29年度の進捗状況等の評価を踏まえて、計画の見直しを行います。

また、同様に平成30・31年度の進捗状況等の評価を踏まえ、平成32年度に計画の最終評価を行います。

(2) 前期施設取組計画

法人及び各施設では、その取組状況や有効性、将来性等を踏まえながら、年度ごとに「施設取組計画」の評価を行うものとします。計画に定める評価指標に基づきその達成度を計り、課題達成のための検討を行います。また、課題の進捗状況も踏まえながら、年度ごとに計画の見直しを行うものとします。

図2 評価・見直しのサイクル

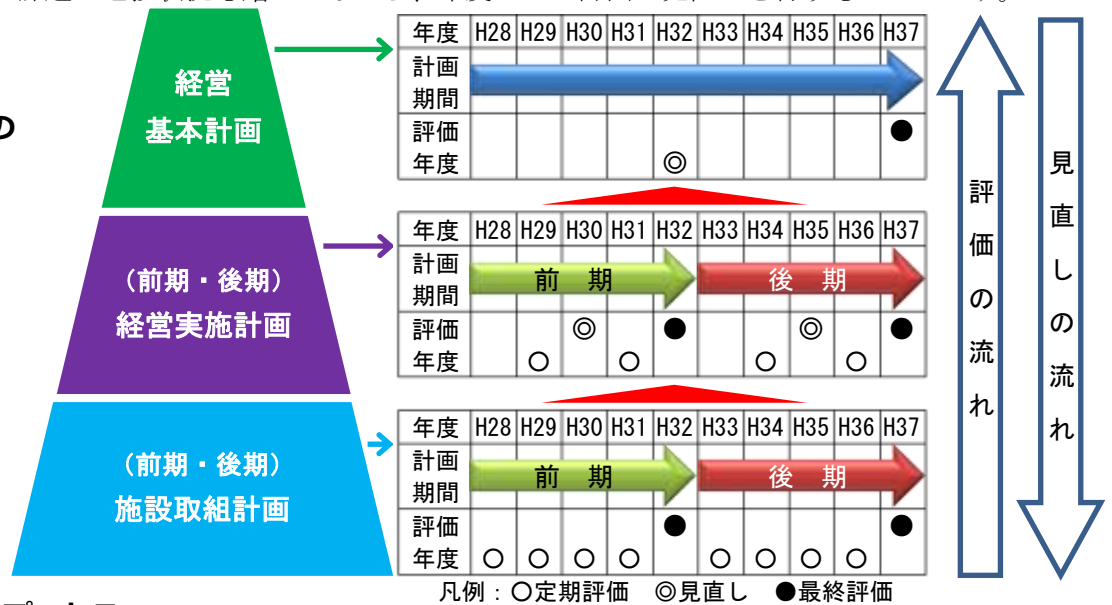


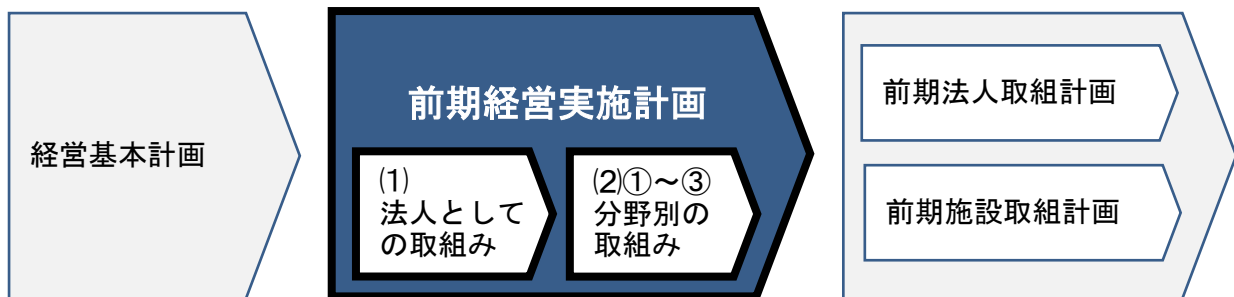
図3 評価・見直しのプロセス



「3 評価と見直し」の図2「評価のサイクル」に基づき、計画開始から2年間の結果に対して、経営委員会が中心となり中間評価（自己評価）を平成30年7月に実施しました。

評価にあたっては、法人及び各施設で取り組んでいる「前期法人取組計画」及び「前期施設取組計画」の2年間の集計及び評価を参考とし、実施計画の見直しに向けた課題を中心に評価しました。

中間評価を行った部分（太枠内）



(1) 法人としての取組み

法人部分は、法人取組計画と直結した計画であり、各施設の計画にも大きく影響しています。計画の達成率（4段階評価のうち、「上回って達成」及び「おおむね達成」を合わせた割合）は、平成28年度61.11%、平成29年度52%であり、必ずしも順調に計画が進んでいるとは言えません。

重点目標のうち「地域生活の場の確保」「関係機関との連携・協働」「研修・研究センターの設置検討」「やりがいのある職場づくり」については、検討や調査が不十分であり、調査・検討を行うセクションを明らかにし、具体的な取組みスケジュールのもと、計画を進めていく必要があります。また、「稼働率の向上」「経費の節減等継続した取組み」といった経営に大きく関わる計画の目標を達成できていません。各施設の課題であると同時に、法人としても経営の安定化には不可欠であり、優先的に取り組む課題です。

「社会福祉法人制度改革への対応」及び「第三者による評価と改善」については、計画通りに進行していて、ガバナンス体制の強化が進んでいます。

「（仮称）社会福祉充実計画の策定と実施」については、この2年間は社会福祉充実計画を策定する必要がなかったことから、修正の必要があります。

法人としての取組みについては、事務局担当課、経営委員会、施設が協力して進めていくことが大切で、特に未達成の項目については詳細なスケジュールを立て、取り組んでいきます。

(2) 分野別の取組み

法人部分を除いた分野合算の達成率は、平成28年度76.48%、平成29年度69.66%でした。実施計画では、「高齢分野」「障害分野」「児童分野」「その他」の大きな分野、さらに16の小さな分野に分け目標を設定しました。各施設の施設取組計画に関しては、経営委員会において評価を行い、コメントを付していることから、今回の中間評価では、大きな分野を単位とした共通の課題を中心に記載しました。

今回の評価にあたり、16の分野の重点目標の内容を確認してみると、分野ごとの目標の具体性に差が生じていることも確認しました。これは、分野の構成単位が施設単位であったり、事業単位であったりとばらつきがあることにも起因していると考えられ、見直しの際には、分野に関する新たなカテゴライズも検討していく必要があります。

また、高齢分野及び障害分野の給付費等による収入がある施設において、「稼働率の向上」を共通の目標としています。各年度の目標値を達成できていない施設が多いので、法人全体としての対応を考えていく必要があります。

① 高齢分野（平成28年度73.87%、平成29年度70.31%）

グリーンヒルうらわと槻寿苑においては、同種の2事業を展開していますが、目標の共通化が図られていません。未達成の項目も多いので、協議する場を設け、同じ方向に向かっていくことが必要です。

また、老人福祉センターと老人憩いの家については、高齢者を対象とした地域の利用施設であることから、共通の重点項目を考えていく必要があります。老人福祉センターでは、「超高齢社会への対応」での達成率にばらつきがあるので、地域で支えあう仕組みづくりを全体として考えていくことが必要です。

② 障害分野（平成28年度75.45%、平成29年度70.59%）

障害分野では、全施設で人権擁護に取り組んでおり、職員の意識を高く保っています。

「全般」においては、放課後等デイサービスから共同生活援助まで、対象者も利用形態も異なる施設が含まれており、踏み込んだ目標を設定しにくいものでした。「説明」もすべての施設に当てはまるものとしているため、分かりづらくなってしまったことから、見直しの際は、それぞれのカテゴリーに特化した説明を加え、取組計画に反映できるようにする必要があります。

③ 児童分野・その他（平成28年度85.07%、平成29年度65.71%）

児童分野に大宮ふれあい福祉センターを加え、集計を行いました。

児童センターでは、指定管理に向けた取組みの遅れがあったものの、その他の課題については計画に沿って推進しています。

放課後児童クラブは、児童課を中心として、多数の施設が同じ目標に向かって取り組んでいることが、目標達成率を高くしています。

5 見直し（改訂）の概要

※ 改訂版追加部分

「4 中間評価（H28・H29）」を基に、以下の通り「前期経営実施計画」の見直しを行いました。

平成30年7月に開催した経営委員会において、計画内の「法人としての取組み」について見直しを行うとともに、新たな「カテゴリー」による施設分類を行いました（[図4](#)参照）。改訂前は「高齢」「障害」「児童」「その他」という「大きな分野」と、事業と施設が混在した「小さな分野」がありましたが、改訂版では「大きな分野」のみを残し、施設の形態による「カテゴリー」を導入することで、計画の構成を分かりやすく変更しました。改訂後の前期経営実施計画は、このカテゴリーごとの計画となります。詳しくは「6 重点目標の設定カテゴリー及び対象施設（7頁）」を参照してください。

また、経営委員会において「前期経営実施計画見直しの手引き」を作成し、8月に各施設に配付しました。この手引きに基づき、各カテゴリーの「見直し時の検討主体（7頁～8頁参照）」と経営委員が中心となり、見直しの検討を行いました（[図5](#)参照）。各カテゴリーから提出された見直し案について、11月に開催した経営委員会で検討し、調整、修正を行ったのち、12月に開催された経営戦略会議において改訂版として承認を受けました。

図4 カテゴリーの構築

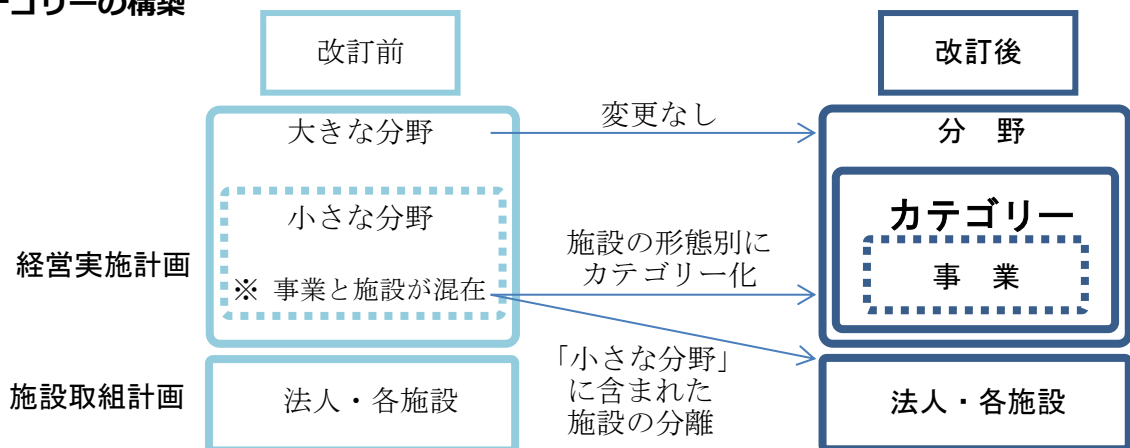
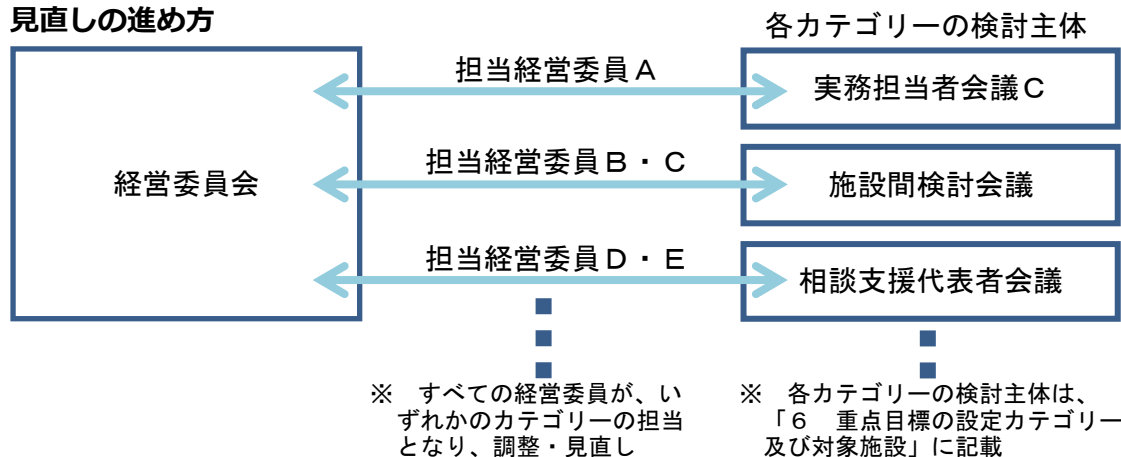


図5 見直しの進め方



(1) 体裁と構成の変更

改訂前は、縦版と横版が混在していたため、改訂を機にすべて縦版に改めました。

また、「3 評価」を「3 評価及び見直し」とするとともに「4 中間評価 (H28・H29)」「5 見直し (改訂) の概要」「6 重点目標の設定カテゴリー及び対象施設」を加えました。

改訂前	改訂後
1 計画の趣旨と構成	1 計画の趣旨と構成
2 計画期間	2 計画期間
3 評価	3 評価及び見直し
	4 中間評価 (H28・H29)
	5 見直し (改訂) の概要
4 施設運営の重点目標 (分野別)	6 重点目標の設定カテゴリー及び対象施設
	7 施設運営の重点目標 (カテゴリー別)

《各カテゴリー表内の番号について》

改訂版では、他計画との関連性を踏まえ、「7 施設運営の重点目標 (カテゴリー別)」の表の構成を変更しました。右の表のように、以下の項目を追加しています。

ア 「基本方針 (1～5)」を黒帯に白抜き文字で記載

イ 経営基本計画に定める「重点項目」番号

ウ 本計画で定める「重点目標」の番号

アイウの数字が、施設取組計画における4桁のシート番号の上3桁となります。右の例で、施設取組計画を立案する場合のシート番号は「1211」となります。(重点目標に対して施設目標が複数ある場合にはシート数が増え、下1桁の番号が変わります。)

(2) 施設 (事業) の加除

- ・ 平成28年12月1日に事業を開始した「むつみホーム大間木」を新たに計画に加えました。
- ・ 平成30年10月1日に日進職業センター及びかやの木の「相談支援事業」を廃止したことに伴い、当該事業を計画から除外しました。

(3) 中間評価に基づく見直し

「4 中間評価 (H28・H29)」の分析結果に基づき、見直しを行いました。また、以下の3点について、検討し、見直しを行いました。ただし、原則として5年間の計画であり、必要最低限の変更にとどめました。

- ① 2年間の進行程度が目標と大きく異なる場合の修正
- ② 重点項目と重点目標の関係がわかりづらい場合の修正
- ③ カテゴリーの再構築による重点目標や説明の統合

(4) 「備考」について

各分野の計画において、改訂前「対象」としていた部分を「備考」と改めました。対象となる施設だけでなく、改正版での変更点等を記載できるようにしました。

《「備考」内の記載について》

① 対象となる事業又は施設
→[ゴシック体]
※ 空欄の場合、そのカテゴリーのすべてが対象になります。

② 平成30年度の計画見直し時に修正があった場合
→[明朝体]
※ 以下のルールで記載します。
【修正箇所】 修正内容

6

重点目標の設定カテゴリー及び対象施設

分野	カテゴリー	施設取組 計画数	対 象 施 設	事業	見直し時の 検討主体
(1) 法人		1			経営委員会
(2) 高 齢	① 入所施設	1	介護老人保健施設きんもくせい	介護老人保健施設	きんもくせい
				短期入所療養介護	
				通所リハビリテーション	
				訪問リハビリテーション	
				医療型短期入所（障害福祉サービス）	
② 居住施設	1	ケアハウスぎんもくせい	ケアハウス	ぎんもくせい	
③ 通所施設	2	グリーンヒルうらわデイサービスセンター、 槻寿苑デイサービスセンター	通所介護	施設間検討会議	
④ 相談支援事業	2	グリーンヒルうらわ在宅介護支援センター、 槻寿苑居宅介護支援事業所	在宅介護支援センター	施設間検討会議	
			居宅介護支援		
⑤ 利用施設	9	和楽荘、いこい荘、寿楽荘、東楽園、 あずま荘、しもか荘、馬宮荘、仲本荘、 槻寿苑	老人福祉センター	老人福祉センタ ー・老人憩いの家 代表者会議	
	8	三橋（分館含む）、天沼、宮原、植水、 本郷、片柳、春野、与野本町	老人憩いの家		
(3) 障 害	① 生活介護施設	7	大崎むつみの里第1事業所、 春光園けやき、春光園うえみず、 槻の木、みずき園、かやの木 大砂土障害者デイサービスセンター、	生活介護	障害実務担当者会 議A
	② 就労支援施設	5	大崎むつみの里第1事業所、 槻の木第2やまぶき、 槻の木第1やまぶき、 日進職業センター、かやの木	就労継続支援B型	障害実務担当者会 議B
				就労移行支援	
	③ 自立訓練施設	2	大崎むつみの里第1事業所、 春光園けやき	自立訓練 （生活訓練）	各施設サービス管 理責任者代表者会 議
		2	大崎むつみの里第1事業所、 大砂土障害者デイサービスセンター	自立訓練 （機能訓練）	
	④ 障害児支援施設	6	大崎むつみの里第2事業所、 さくら草学園、はるの園、杉の子園、 すみれ園、たんぽぽ園	児童発達支援	障害実務担当者会 議C
保育所等訪問支援					
	1	放課後デイサービスみのり	放課後等デイサービス		
⑤ 居住施設	1	むつみホーム大間木	共同生活援助	むつみホーム大間 木	
⑥ 利用施設	1	みのり園	身体障害者福祉センター	みのり園	

分野	カテゴリー	施設取組 計画数	対 象 施 設	事業	見直し時の 検討主体
(3) 障 害	⑦ 相談支援事業	14	大崎むつみの里第1事業所、 春光園けやき、春光園うえみず、 槻の木、槻の木第1やまぶき、 みずき園、	特定相談支援	相談支援代表者会 議
			大砂土障害者デイサービスセンター、 浦和区障害者生活支援センター、 緑区障害者生活支援センター、	生活支援センター	
			大崎むつみの里第2事業所、 さくら草学園、はるの園、杉の子園、 療育センターさくら草（すみれ園、 たんぼぼ園）	障害児相談支援	
(4) 児 童	① 利用施設	18	三橋、植竹、天沼、 宮原、植水、本郷、片柳、春野、馬宮、 文蔵、浦和別所、与野本町、向原、 大戸、大久保東、岩槻、仲本、尾間木	児童センター	児童センター館長 会議
	② 放課後児童 健全育成事業	1	【併設型放課後児童クラブ12】 三橋、植竹、天沼、宮原、植水、本郷、 海老沼、春野、馬宮、文蔵、浦和別所、 与野南 【単独型放課後児童クラブ62】 宮前、七里、佐知川、東大宮、岸町、 神田、大砂土、谷田、常盤、大谷場、 西浦和、大久保東、三室、上木崎、 中尾、土合、仲町、南浦和、沼影、 栄和、辻、北浦和、木崎、善前、田島、 原山、大牧、本太、大門、新開、 針ヶ谷、大東、大谷口、道祖土、高砂、 大谷場東、浦和大里、与野八幡、鈴谷、 大戸、与野本町、与野西北、下落合、 上落合、栄、大久保、中島、植水第二、 城北、太田、西原、城南、岩槻、 慈恩寺、東岩槻、和土、徳力、柏崎、 上里、新和、東宮下、野田	放課後児童クラブ	事業責任者会議
	③ 居住施設	1	けやき荘	母子生活支援施設	けやき荘
(5) そ の 他	① 利用施設	1	大宮ふれあい福祉センター		大宮ふれあい福祉 センター

(1) 法人としての取組み

<基本方針1> 人の尊厳を守り、「その人らしい生き方」を大切にします。

重点項目	重点目標	説明	工程表（実施年度）						備考
			H28	H29	H30	H31	H32	後期	
1 人権擁護の取組み	1 人権意識向上に関する取組み	職員を対象とした人権意識向上に関する研修を法人として実施するとともに、一般市民向け人権意識啓発活動を行う。							
	2 人権侵害防止の取組み	「虐待防止自己チェックリスト」及び「人権意識振り返りシート」の活用により、職員の人権意識向上を目指し、虐待防止につなげていく。							【説明】 具体的目標を記載
2 その人らしい主体的な生活が送れるようにするための取組み	1 利用者主体の支援の充実	利用者主体の支援を充実させるため、意思決定支援に関する研修を行うとともに、各分野、各施設における支援のあり方について研究する。							【説明】 厚生労働省「意思決定支援ガイドライン」に基づく支援を行うこととし、文言を修正
3 地域の中で安心して暮らし続けられるための取組み	1 地域生活の場の確保	地域に暮らし続けることが困難な方に対して、関係機関と連携・協働して引き続き安心して暮らし続けられるよう支援する。また、法人独自の地域生活の場を確保していく。							

<基本方針2> 「共に支えあう社会づくり」を目指します。

重点項目	重点目標	説明	工程表（実施年度）						備考
			H28	H29	H30	H31	H32	後期	
1 地域とともに生きる取組み	1 地域生活の場の確保【再掲】	むつみホーム大間木において、地域生活の場として利用者支援を行うとともに、新たな事業展開も視野に入れながら地域福祉の向上を目指す。							【説明】 今後の事業展開を記載
2 社会資源との連携・協働	1 関係機関との連携・協働	さいたま市の施策の一翼を担う外郭団体として、さいたま市との連携・協働を深めるとともに、利用者支援に関するネットワークづくりを行う。							
3 地域福祉力の向上への貢献	1 「福祉のまちづくり」への参画と市民との協働事業の推進	さいたま市の「だれもが住みよい福祉のまちづくり」の推進会議及び事業活動に協力するとともに、市民との協働による事業展開を推進する。							【重点目標】【説明】 「市民との協働事業」について加筆

(1) 法人としての取組み

<基本方針3> 期待されるサービスを追求します。

重点項目	重点目標	説明	工程表（実施年度）						備考	
			H28	H29	H30	H31	H32	後期		
1 ニーズに沿ったサービスの提供	1 ニーズ把握のための仕組みづくり	地域のニーズを的確に把握するため、利用者アンケート、みなさまの声、苦情解決制度等を見直すとともに、ニーズを汲み取る新たな仕組みを構築する。								
2 地域セーフティネット機能の充実	1 成年後見制度の研究・検討	利用者に寄り添う支援の一方策として、成年後見制度について研究・検討し、必要に応じて法人成年後見を実施する。								
3 新たなサービスの創造	1 利用者の就労の場の確保	就労継続支援A型を含めた就労の場を研究・検討・実施する。また、在宅就業支援について研究・検討する。								
	2 就労支援施設への業務委託	現在、業務委託している中で、就労施設等に委託できる業務があるか検討し、実施する。								
	3 自己所有施設の建替え	自己所有施設の建替えに係る準備を進めていくなかで、現利用者へのサービス低下を招かないことを基本としながら、採算性が確保できる新たな福祉サービスの創造を目指す。								【説明】対象施設を限定しない内容に変更

<基本方針4> 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を育てます。

重点項目	重点目標	説明	工程表（実施年度）						備考	
			H28	H29	H30	H31	H32	後期		
1 人材の確保・育成	1 次代を担う人材の確保と計画的育成	人員管理計画による人材の確保を積極的に行うとともに、人材育成基本方針に基づく人材育成計画を策定する。また、各部門別の段階別研修体系を整備し、資格取得等の目標を明確にしたうえでキャリアパスプランを策定・導入する。								【説明】 具体的目標の追記 【工程表】 終了年度をH30からH32へ延伸
2 福祉人材の育成支援	1 研修・研究センターの設置検討	職員研修の核となる研修センター機能を有し、支援の手法や技術等について研究する機関の設置を検討する。同機関で積み上げたノウハウを、地域の福祉人材の育成に活用することも目指す。								
	2 職場内研修の活性化	職員育成の基本である職場内研修を効果的に実践することで、日常的な研修の機会を確保し、高い専門性を備えた職員の育成を図る。また、職場内研修を定期的で開催することで、学び合える職場風土の形成を目指す。								【説明】 「0JT」の文言を削り、課題を明確化

(1) 法人としての取組み

<基本方針5> 社会的責任を果たすとともに、自立的経営基盤の確立を目指します。

重点項目	重点目標	説明	工程表（実施年度）						備考	
			H28	H29	H30	H31	H32	後期		
1 ガバナンス体制の強化	1 社会福祉法人制度改革への対応	平成28年度から実施される社会福祉法人制度改革への対応を行う。経営組織のガバナンスの強化を図るため、法人組織を改編するとともに、会計監査人（監査法人）の監査を実施する。また、事業運営の透明性の向上を図るため、各施設に定款及び諸規程を備え置くとともに、役員等の報酬の支給基準を公表する。								
	2 第三者による評価と改善	利用者本位での確かなサービスを提供していくため、第三者による評価を積極的に受けるとともに、改善に努める。								
2 地域・社会貢献	1 (仮称)社会福祉充実計画の策定と実施	社会福祉充実計画の優先順位に基づいた社会福祉事業又は公益事業等の実施について検討し、実施する。								
	2 「地域における公益的な取組」の実施	既存の制度では対応困難な地域ニーズを積極的に把握し、地域の関係機関と連携を図りながら、新たなニーズに積極的に対応する。								【重点目標】ニーズに合わせた地域貢献を実現するために新設
3 安定した経営基盤の確保	1 次期指定管理への対応	平成31年度及び平成32年度からの次期指定管理への準備を行うとともに、新たな指定管理施設の獲得に向けた検討を行う。								
	2 稼働率の向上	自己収入がある施設について、前年度よりも稼働率を向上させ、収入増を図る。								
	3 自己所有施設の建替え【再掲】	自己所有施設の建替えに係る準備を進めていくなかで、現利用者へのサービス低下を招かないことを基本としながら、採算性が確保できる新たな福祉サービスの創造を目指す。								
4 効果的・効率的な経営	1 やりがいある職場づくり	公平性、透明性を担保し、職員を正當に評価する人事考課制度を実施する。								
	2 経費の節減等継続した取組み	費用対効果を意識した業務の遂行、サービスの低下を招かない経費の節減を実施する。また、経営状況に関する事項について、法人内での情報の共有化を図る。								
5 自立化の推進	1 市有福祉施設の自主経営の検討	日進職業センター、かやの木に続く市有福祉施設の譲渡について、さいたま市との協議を行う。また、ニーズに合わせた事業展開、稼働率向上、職員の雇用確保等を図るため、自主経営についての検討を行う。								【説明】目標のテーマを「譲渡」とし、具体的内容を記載

(2) 高齢分野

① 入所施設

対象施設：老人保健施設きんもくせい

※ 計画策定時の指定管理期間：平成27～31年度

重点項目	重点目標	説明	工程表（実施年度）						備考	
			H28	H29	H30	H31	H32	後期		
基本方針1 人の尊厳を守り、「その人らしい生き方」を大切にします。										
1	人権擁護の取り組み	1 人権侵害防止の取り組み	高齢者虐待はもとより不適切ケアを防止し、利用者の尊厳を守るために、利用者の人格・人権を重んじる職員の育成を図る。							
3	地域の中で安心して暮らし続けられるための取り組み	1 安心して暮らせる環境づくり	高齢化・要介護状態となっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう多機能なサービス提供をする。							
基本方針2 「共に支えあう社会づくり」を目指します。										
2	社会資源との連携・協働	1 医療・福祉事業者等との連携・協働	さいたま市立病院等近隣の医療機関との連携を強化し、医療ニーズの高い利用者に対し充実した医療と介護の提供を図る。							
3	地域福祉力の向上への貢献	1 「福祉のまちづくり」への貢献	他機関との福祉ネットワークを構築し老健の多機能性を生かし、施設内外における福祉・医療サービスの提供を充実させる。							
基本方針3 期待されるサービスを追求します。										
2	地域セーフティネット機能の充実	1 困難事例の積極的受入れ	セーフティネット機能の充実を図り、支援困難なケースも積極的に受け入れる。							
3	新たなサービスの創造	1 魅力ある施設づくり	的確なニーズの把握及びサービス向上により、利用者・家族双方にとって、利用しやすい施設づくりに取り組む。							
基本方針4 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を育てます。										
1	人材の確保・育成	1 誇りと自覚を持った職員の育成	サービスの質を維持・向上するために、多機能・多職種の専門職集団として、質の高い職員の育成に努める。							
		2 職場内研修の充実	専門的知識・技術の習得を目指し、定期的及び計画的な職場内研修を実施する。							
基本方針5 社会的責任を果たすとともに、自立的経営基盤の確立を目指します。										
2	地域・社会貢献	1 災害時支援体制の整備	大規模災害等に備え、災害時医療・福祉サービス拠点としての機能を果たせるよう体制を整備する。							
3	安定した経営基盤の確保	1 稼働率の向上	地域の社会資源の一つとして、サービスの質を低下させずに効率的、かつ健全で安定した経営に取り組む。							

(2) 高齢分野

② 居住施設

対象施設：ケアハウスぎんもくせい

※ 計画策定時の指定管理期間：平成27～31年度

重点項目	重点目標	説明	工程表（実施年度）						備考
			H28	H29	H30	H31	H32	後期	
基本方針1 人の尊厳を守り、「その人らしい生き方」を大切にします。									
1 人権擁護の取組み	1 人権意識の向上に関する取組み	研修参加などにより、人権意識を向上させ、人権侵害防止の取組みにつなげていく。							
基本方針2 「共に支えあう社会づくり」を目指します。									
3 地域福祉力の向上への貢献	1 福祉・ボランティア活動への参加促進	『三室地区第2次地域福祉行動計画』への参画と実施を目指す。（福祉や健康、ボランティアに関する講座や研修会を開催し、地域住民への福祉参加・地域参加を促進する学習の機会をつくります。）							
基本方針3 期待されるサービスを追求します。									
1 ニーズに沿ったサービスの提供	1 魅力ある施設づくり	利用者にとって心地よい接遇とともに、季節感や安心感を得られる生活をつくりだす。							
基本方針4 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を育てます。									
1 人材の確保・育成	1 職員のモチベーション・スキルの向上	外部研修への参加、内部研修の充実とマニュアルを整えていくことでチーム力の向上を図る。							
基本方針5 社会的責任を果たすとともに、自立的経営基盤の確立を目指します。									
3 安定した経営基盤の確保	1 稼働率の向上	新規利用者の獲得と、現在利用している利用者がより長く利用できるための取組みを行う。							

(2) 高齢分野

③ 通所施設

対象施設：グリーンヒルうらわデイサービスセンター、槻寿苑デイサービスセンター

※ 計画策定時の指定管理期間：平成27～31年度

重点項目	重点目標	説明	工程表（実施年度）						備考
			H28	H29	H30	H31	H32	後期	
基本方針1 人の尊厳を守り、「その人らしい生き方」を大切にします。									
3 地域の中で安心して暮らし続けられるための取組み	1 安心して過ごせる環境づくり	利用者・家族の意思や人格を尊重し、複合施設による多機能的な総合的ケアサービスの提供を行う。	■	■	■	■	■	■	グリーンヒルデイ
	2 地域包括ケアに向けた施設連携の強化	老人福祉センター併設の利点を生かし、高齢者の生活を予防から介護まで専門的な視野で援助していく。	■	■	■	■	■	■	槻寿苑デイ
基本方針2 「共に支えあう社会づくり」を目指します。									
1 地域とともに生きる取組み	1 権利の確保	施設内外における高齢者の人権擁護及び虐待の予防・防止に努め、安全・安心なサービス提供を行う。	■	■	■	■	■	■	グリーンヒルデイ
2 社会資源との連携・協働	1 社会資源との連携・協働	高齢者が地域の中で安心して暮らし続けるために、事業者だけでなく、さまざまな機関や人と連携し生活を支える。	■	■	■	■	■	■	槻寿苑デイ
基本方針3 期待されるサービスを追求します。									
1 ニーズに沿ったサービスの提供	1 魅力ある施設づくり	利用者の意思を尊重するとともに、利用者の状態に合わせた心地よい施設サービスの提供を行う。	■	■	■	■	■	■	グリーンヒルデイ
	2 利用者ニーズへの柔軟な対応	利用者のニーズに対して、サービスの連絡調整・受入れ態勢を可能な限り整える。	■	■	■	■	■	■	槻寿苑デイ
基本方針4 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を育てます。									
1 人材の確保・育成	1 人材の確保・育成	サービスの質を維持するため、人材の確保、専門的な知識、技術の向上に努める。	■	■	■	■	■	■	【説明】カテゴリー化による目標の統合に伴い変更
基本方針5 社会的責任を果たすとともに、自立的経営基盤の確立を目指します。									
3 安定した経営基盤の確保	1 稼働率の向上	併設する施設等と連携するとともに、その特色をアピールし、利用者の獲得に努めていく。	■	■	■	■	■	■	【説明】カテゴリー化による目標の統合に伴い変更

(2) 高齢分野

④ 相談支援事業

対象施設：グリーンヒルうらわ在宅介護支援センター（居宅介護事業所を含む）、槻寿苑居宅介護事業所

※ 計画策定時の指定管理期間：平成27～31年度（自主運営であるGHうらわ居宅及び槻寿苑居宅を除く。）

重点項目	重点目標	説明	工程表（実施年度）						備考
			H28	H29	H30	H31	H32	後期	
基本方針1 人の尊厳を守り、「その人らしい生き方」を大切にします。									
3 地域の中で安心して暮らし続けられるための取組み	1 総合相談窓口としての機能強化	住み慣れた地域の中で生活が続けられるよう、相談に対して親身に応じ、各種サービス機関との連携を図り支援を行う。							グリーンヒル在介及び居宅
	2 地域包括ケアに向けた施設連携の強化	老人福祉センター併設の利点を生かし、高齢者の生活を予防から介護まで専門的な視野で援助していく。							槻寿苑居宅
基本方針2 「共に支えあう社会づくり」を目指します。									
1 地域とともに生きる取組み	1 地域福祉活動の支援	地域で行われている高齢者サロン、敬老会、お祭りなどの場で、介護予防を取り入れたレクリエーションの提供や講話等を行い、地域福祉活動の支援を行う。							グリーンヒル在介
2 社会資源との連携・協働	1 社会資源との連携・協働	高齢者が地域の中で安心して暮らし続けるために、事業者だけでなく、さまざまな機関や人と連携し生活を支える。							槻寿苑居宅
3 地域福祉力の向上への貢献	1 地区社協との協働	地域高齢者の活躍の場としてのボランティア体験サロンを多くの方に参加してもらえるよう、会場を増やし地域に広める。							グリーンヒル在介
基本方針3 期待されるサービスを追求します。									
1 ニーズに沿ったサービスの提供	1 ニーズに沿ったサービスの提供	利用者本位のサービスを提供できるよう、的確なニーズの把握及びサービスの質的向上に取り組む。							【説明】カテゴリー化による目標の統合に伴い変更
基本方針4 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を育てます。									
1 人材の確保・育成	1 専門職としての知識向上	介護支援専門員としての知識を高めるため、積極的に外部研修に参加し、自己研鑽に努める。							【説明】カテゴリー化による目標の統合に伴い変更
	2 OJTの活性化	各職員が研修等で修得した技術・知識をセンター内で伝達講習をし、学び合う環境をつくる。							グリーンヒル在介及び居宅
基本方針5 社会的責任を果たすとともに、自立的経営基盤の確立を目指します。									
3 安定した経営基盤の確保	1 ケアプラン作成件数の増加	ケアプラン作成件数の増加等により、介護報酬の収入増を図る。							【説明】カテゴリー化による目標の統合に伴い変更
4 効果的・効率的な経営	1 業務改善	人員配置も含め、在宅介護支援センター（市委託事業）及び居宅介護支援事業所の業務の見直しを行う。特に支援センター業務については、サービスの質を落とさず、担うべき業務が継続的に提供できるように努める。							グリーンヒル在介及び居宅

(2) 高齢分野

⑤ 利用施設

対象施設：老人福祉センター（和楽荘、いこい荘、寿楽荘、東楽園、あずま荘、しもか荘、馬宮荘、仲本荘、槻寿苑）、老人憩いの家（三橋、三橋分館、天沼、宮原、植水、本郷、片柳、春野、与野本町）

※計画策定時の指定管理期間：平成27～31年度（仲本荘及び老人憩いの家は平成26～30年度）

重点項目	重点目標	説明	工程表（実施年度）						備考
			H28	H29	H30	H31	H32	後期	
基本方針1 人の尊厳を守り、「その人らしい生き方」を大切にします。									
2 その人らしい主体的な生活を送れるようになるための取組み	1 生きがいつくりの充実	利用者に適した健康づくりや、趣味・嗜好に合った文化活動を積極的に実施する。	■	■	■	■	■	■	老人福祉センター
	2 健康増進に関する取組み	利用者が楽しみながら健康づくりの意欲が高められるよう、健康体操などの事業を推進する。	■	■	■	■	■	■	老人憩いの家
基本方針2 「共に支えあう社会づくり」を目指します。									
1 地域とともに生きる取組み	1 生きがいつくりの促進	継続的な居場所の提供と、知識や技術を取り込んだ事業展開を目指す。	■	■	■	■	■	■	老人憩いの家
2 社会資源との連携・協働	1 地域連携の強化	地域の高齢者が孤立化することを防ぐために、地域の自治会、老人会等との連携・協働に努め、様々な社会資源の活用を図る。	■	■	■	■	■	■	老人福祉センター
基本方針3 期待されるサービスを追求します。									
1 ニーズに沿ったサービスの提供	1 魅力ある施設づくり	利用者本位のサービスの提供に努め、笑顔あふれる、魅力ある施設づくりを推進する。	■	■	■	■	■	■	老人福祉センター
	2 ニーズに沿ったサービスの提供	1人でも多くの地域の方の利用を促すよう、地域高齢者施設にも広報活動を拡大する。また、イベントの区報掲載を行う。	■	■	■	■	■	■	老人憩いの家
基本方針4 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を育てます。									
1 人材の確保・育成	1 専門性のある人材の育成	利用者支援の充実を図るため、専門性のある人材の育成に取り組む。	■	■	■	■	■	■	老人福祉センター
	2 職員のスキル向上	利用者のニーズに対応するため、運動指導やレクリエーション活動の技術を身に付ける。	■	■	■	■	■	■	老人憩いの家
基本方針5 社会的責任を果たすとともに、自立的経営基盤の確立を目指します。									
2 地域・社会貢献	1 超高齢社会への対応	利用者の超高齢化に向け、地域で支え合う社会づくりのために地域貢献、社会貢献活動に努める。	■	■	■	■	■	■	老人福祉センター
4 効果的・効率的な経営	1 業務の効率化	サービス低下を伴わない、業務の効率化を図る。	■	■	■	■	■	■	老人憩いの家

(3) 障害分野

① 生活介護施設

対象施設：大崎むつみの里第1事業所、春光園けやき、春光園うえみず、槻の木、みずき園、かやの木、大砂土障害者デイサービスセンター

※ 計画策定時の指定管理期間：平成27～31年度（自主運営施設であるかやの木を除く。）

重点項目	重点目標	説明	工程表（実施年度）						備考
			H28	H29	H30	H31	H32	後期	
基本方針1 人の尊厳を守り、「その人らしい生き方」を大切にします。									
1 人権擁護の取組み	1 虐待防止と人権擁護への取組み	安全・安心に施設を利用できるように取組みを強化する。							
2 その人らしい主体的な生活を送れるようにするための取組み	1 意思決定支援への取組み	意思形成支援・意思表示支援に努める。							【重点目標】【説明】「(1)法人としての取組み」の修正に伴い変更 【工程表】終了年度をH30から後期へ延伸
基本方針2 「共に支えあう社会づくり」を目指します。									
1 地域とともに生きる取組み	1 地域とともに生きる取組み	共に支え合う社会づくりのために、様々な社会資源との連携・協働に努める。							
基本方針3 期待されるサービスを追求します。									
1 ニーズに沿ったサービスの提供	1 魅力ある施設づくり	個々の利用者ニーズに沿ったサービスの提供に努める。							
基本方針4 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を育てます。									
1 人材の確保・育成	1 専門性の向上	多様化する利用者や福祉ニーズに対応するため、研修の充実を図る。							
基本方針5 社会的責任を果たすとともに、自立的経営基盤の確立を目指します。									
3 安定した経営基盤の確保	1 稼働率の向上	サービスの質的向上と職員のスキルの向上を目指し、魅力ある施設づくりに努める。							
4 効果的・効率的な経営	1 効果的・効率的な経営	効果的な経営、コストを意識した効率的な施設運営に努める。							

(3) 障害分野

② 就労支援施設

対象施設：就労移行支援・就労継続支援B型（大崎むつみの里第1事業所、槻の木第2やまぶき、槻の木第1やまぶき、日進職業センター）、就労継続支援B型のみ（かやの木）

※ 計画策定時の指定管理期間：平成27～31年度（自主運営施設である日進職業センター、かやの木を除く。）

重点項目	重点目標	説明	工程表（実施年度）						備考	
			H28	H29	H30	H31	H32	後期		
基本方針1 人の尊厳を守り、「その人らしい生き方」を大切にします。										
1	人権擁護の取組み	1 人権意識向上に関する取組み	利用者支援の中で、不適切な支援や虐待として曖昧な領域について注意し合える職場環境をつくる。							
2	その人らしい主体的な生活を送れるようにするための取組み	1 自己決定の支援	合理的配慮について職員間で共有化を図るとともに、自己決定を支援する取組みを充実させる。							
基本方針2 「共に支えあう社会づくり」を目指します。										
1	地域とともに生きる取組み	1 地域生活の場の確保	地域生活の場である共同生活援助事業の更なる拡大について調査・検討を行う。							
		2 居場所づくり	障害者総合支援法の理念に基づき、事業所のサービスを通じて地域社会への参加の機会を確保する。							【説明】障害者総合支援法の基本理念に合わせ変更
基本方針3 期待されるサービスを追求します。										
1	ニーズに沿ったサービスの提供	1 工賃向上の取組み	請負作業の見直し、自主生産品の開発、販路の開拓等によって、就労継続Bの工賃向上を図る。							
		2 事業団運営施設の連携・協働	実務担当者会議を実施し、施設間での情報共有・サービスの均一化を図る。							【説明】実態に合わせて、会議名を修正
		3 サービスの見直し	現在提供しているサービス内容の確認をしたうえで、ニーズに沿った支援が展開できるように、支援業務を見直す。							
基本方針4 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を育てます。										
1	人材の確保・育成	1 研修の充実	多様化する利用者や福祉ニーズに対応するため、研修の充実を図る。							
		2 実習生の積極的な受入れ	社会福祉実習等の福祉実習生を積極的に受け入れ、開かれた施設を目指し職員の資質向上につなげる。							
基本方針5 社会的責任を果たすとともに、自立的経営基盤の確立を目指します。										
3	安定した経営基盤の確保	1 稼働率の向上	稼働率を向上させ、訓練等給付費の収入増を図る。							
		2 福祉ニーズの検討	地域のニーズに即した事業の見直しをし、魅力あるサービスを目指す。							【説明】実態に合わせて、「自立的経営基盤の確立」を「魅力あるサービス」に修正
		3 次期指定管理に向けた対応	平成32年度からの次期指定管理に向けた対応を行う。							指定管理対象施設

(3) 障害分野

③ 自立訓練施設

対象施設：自立訓練（生活訓練）（大崎むつみの里第1事業所、春光園けやき）

自立訓練（機能訓練）（大崎むつみの里第1事業所、大砂土障害者デイサービスセンター）

※ 計画策定時の指定管理期間：平成27～31年度

重点項目	重点目標	説明	工程表（実施年度）						備考	
			H28	H29	H30	H31	H32	後期		
基本方針1 人の尊厳を守り、「その人らしい生き方」を大切にします。										
1	人権擁護の取組み	1 虐待防止と人権擁護への取組み	安全・安心に施設を利用できるように取組みを強化する。							
2	その人らしい主体的な生活を送れるようにするための取組み	1 意思決定支援への取組み	利用者の、意思決定する力を引き出す取組みや、意思の表出や伝達がしやすい環境づくりを行う。							【重点目標】【説明】 「(1)法人としての取組み」の修正に伴い変更 【期間】終了年度をH32から後期へ延伸
基本方針2 「共に支えあう社会づくり」を目指します。										
2	社会資源との連携・協働	1 地域の関係機関との連携	共に支え合う社会づくりのために、事業団施設間はもとより、地域の関係機関等と連携を図る。							
基本方針3 期待されるサービスを追求します。										
1	ニーズに沿ったサービスの提供	1 魅力ある施設づくり	利用者や家族のニーズに沿ったサービスの提供に努める。							
基本方針4 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を育てます。										
1	人材の確保・育成	1 専門性の向上	多様化する利用者や福祉ニーズに対応するため、研修の充実を図る。							
		2 人材育成	福祉ニーズに応える人材育成（実習生の受入れ等を含む）に取り組む。							
基本方針5 社会的責任を果たすとともに、自立的経営基盤の確立を目指します。										
3	安定した経営基盤の確保	1 稼働率の向上	施設運営の安定化を図り、持続性を高めるために、稼働率の向上に努め収入を確保する。							
4	効果的・効率的な経営	1 経営の効率化	サービスの質を確保しつつ、費用対効果を考えた業務の見直しを行う。							

(3) 障害分野

④ 障害児支援施設

対象施設：児童発達支援・保育所等訪問支援（大崎むつみの里第2事業所、さくら草学園、はるの園、杉の子園、すみれ園、たんぼぼ園）、放課後等デイサービス（放課後デイサービスみのり）

※ 計画策定時の指定管理期間：平成27～31年度

（委託業務のすみれ園、たんぼぼ園、自主事業の放課後デイサービスみのりを除く。）

重点項目	重点目標	説明	工程表（実施年度）						備考
			H28	H29	H30	H31	H32	後期	
基本方針1 人の尊厳を守り、「その人らしい生き方」を大切にします。									
1	人権擁護の取組み	1 虐待防止と人権擁護への取組み	安全・安心に施設を利用できるように取組みを強化するとともに、虐待防止マニュアルを整備し、利用者の人権侵害防止に努める。						児童発達支援及び放課後等デイサービス【説明】【期間】カテゴリ化による目標の統合に伴い変更
2	その人らしい主体的な生活を送れるようにするための取組み	1 一人ひとりを大切にしたい取組み	豊かな自己表現ができるよう、活動の改善や新しい活動の开拓を行う。						児童発達支援
		2 意思決定支援への取組み	利用者の立場に立ち意思決定支援への取組みに基づいた計画の作成及び支援を提供する。						放課後等デイサービス※【重点目標】【説明】「(1)法人としての取組み」の修正に伴い変更
基本方針2 「共に支えあう社会づくり」を目指します。									
2	社会資源との連携・協働	1 社会資源との連携	地域の学校、保育園、児童センター等との交流を通して、地域とのつながりを深め、ネットワークづくりに努める。						【説明】【期間】カテゴリ化による目標の統合に伴い変更
基本方針3 期待されるサービスを追求します。									
1	ニーズに沿ったサービスの提供	1 魅力ある施設づくり	利用者や家族のニーズを的確に把握し、サービスの提供に努め、質の向上を図る。						児童発達支援及び放課後等デイサービス【説明】【期間】カテゴリ化による目標の統合に伴い変更
基本方針4 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を育てます。									
1	人材の確保・育成	1 事例検討会の開催	施設での取組みを療育施設間で発表し合い、知識や技術の向上を図る。						児童発達支援
		2 専門性の向上	利用者の発達段階に合わせた支援や、障害の特性についての理解を深めるため、研修の充実を図る。						保育所等訪問支援及び放課後等デイサービス【説明】カテゴリ化による目標の統合に伴い変更。
基本方針5 社会的責任を果たすとともに、自立的経営基盤の確立を目指します。									
2	地域・社会貢献	1 ボランティア、実習生の積極的受入れ	地域に根差した施設を目指すために、ボランティア、実習生を積極的に受け入れ、福祉の人材育成を図り、地域福祉力の向上に努める。						児童発達支援及び放課後等デイサービス【説明】【期間】カテゴリ化による目標の統合に伴い変更
3	安定した経営基盤の確保	1 稼働率の向上	ニーズに沿った支援内容の見直しを図る等して、稼働率の向上に努める。						児童発達支援及び放課後等デイサービス【説明】【期間】カテゴリ化による目標の統合に伴い変更
4	効果的・効率的な経営	1 経営の効率化	サービスの質を確保しつつ、費用対効果を考えた業務の見直しを行う。						放課後等デイサービス

(3) 障害分野

⑤ 居住施設

対象施設：むつみホーム大間木

※自主運営施設

重点項目	重点目標	説明	工程表（実施年度）						備考	
			H28	H29	H30	H31	H32	後期		
基本方針1 人の尊厳を守り、「その人らしい生き方」を大切にします。										
1	人権擁護の取組み	1 虐待防止と人権擁護への取組み	安全・安心に施設を利用できるように取組みを強化する。							
2	その人らしい主体的な生活を送れるようになるための取組み	1 意思決定支援への取組み	利用者の、意思決定する力を引き出す取組みや、意思の表出や伝達がしやすい環境づくりを行う。							【重点目標】【説明】 カテゴリー化による目標の統合に伴い変更
3	地域の中で安心して暮らし続けられるための取組み	1 地域生活の場の確保	グループホームを利用し続けるために必要な課題の整理を行うとともに課題解決に向けた支援を行う。							【重点目標】継続した施設利用のため、新設
基本方針2 「共に支えあう社会づくり」を目指します。										
2	社会資源との連携・協働	1 地域の関係機関との連携	共に支え合う社会づくりのために、事業団施設間はもとより、地域の関係機関等と連携を図る。							
基本方針3 期待されるサービスを追求します。										
1	ニーズに沿ったサービスの提供	1 魅力ある施設づくり	利用者や家族のニーズに沿ったサービスの提供に努める。							
基本方針4 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を育てます。										
1	人材の確保・育成	1 専門性の向上	多様化する利用者や福祉ニーズに対応するため、研修の充実を図る。							
		2 人材育成	福祉ニーズに応える人材育成（実習生の受入れ等を含む）に取り組む。							
基本方針5 社会的責任を果たすとともに、自立的経営基盤の確立を目指します。										
3	安定した経営基盤の確保	1 稼働率の向上	施設運営の安定化を図り、持続性を高めるために、稼働率の向上に努め収入を確保する。							
4	効果的・効率的な経営	1 経営の効率化	サービスの質を確保しつつ、費用対効果を考えた業務の見直しを行う。							

(3) 障害分野

⑥ 利用施設

対象施設：みのり園

※計画策定時の指定管理期間：平成27～31年度

重点項目	重点目標	説明	工程表（実施年度）						備考
			H28	H29	H30	H31	H32	後期	
基本方針1 人の尊厳を守り、「その人らしい生き方」を大切にします。									
1 人権擁護の取組み	1 虐待防止と人権擁護への取組み	安全・安心に施設を利用できるように取組みを強化する。	■	■	■	■	■	■	
2 その人らしい主体的な生活を送れるようにするための取組み	1 意思決定支援への取組み	利用者の立場に立ち意思決定支援への取組みに基づいた計画の作成及び支援を提供する。	■	■	■	■	■	■	【重点目標】【説明】 「(1)法人としての取組み」の修正に伴い変更
基本方針2 「共に支えあう社会づくり」を目指します。									
2 社会資源との連携・協働	1 地域の関係機関との連携	共に支え合う社会づくりのために、事業団施設間はもとより、地域の関係機関等と連携を図る。	■	■	■	■	■	■	
基本方針3 期待されるサービスを追求します。									
1 ニーズに沿ったサービスの提供	1 魅力ある施設づくり	利用者や家族のニーズに沿ったサービスの提供に努める。	■	■	■	■	■	■	
基本方針4 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を育てます。									
1 人材の確保・育成	1 専門性の向上	多様化する利用者や福祉ニーズに対応するため、研修の充実を図る。	■	■	■	■	■	■	
	2 人材育成	福祉ニーズに応える人材育成（実習生の受入れ等を含む）に取り組む。	■	■	■	■	■	■	
基本方針5 社会的責任を果たすとともに、自立的経営基盤の確立を目指します。									
3 安定した経営基盤の確保	1 稼働率の向上	施設運営の安定化を図り、持続性を高めるために、稼働率の向上に努め収入を確保する。	■	■	■	■	■	■	
4 効果的・効率的な経営	1 経営の効率化	サービスの質を確保しつつ、費用対効果を考えた業務の見直しを行う。	■	■	■	■	■	■	

(3) 障害分野

⑦ 相談支援事業

対象施設：特定相談（大崎むつみの里第1事業所、春光園けやき、春光園うえみず、槻の木、槻の木第1やまぶき、みずき園、大砂土障害者デイサービスセンター）、生活支援センター（浦和区障害者生活支援センター、緑区障害者生活支援センター）、障害児相談（大崎むつみの里第2事業所、さくら草学園、はるの園、杉の子園、すみれ園、たんぼぼ園）

※計画策定時の指定管理期間：平成27～31年度（委託業務の生活支援センター、すみれ園、たんぼぼ園を除く。）

重点項目	重点目標	説明	工程表（実施年度）						備考
			H28	H29	H30	H31	H32	後期	
基本方針1 人の尊厳を守り、「その人らしい生き方」を大切にします。									
1	人権擁護の取組み	1 虐待防止への取組み	相談や家庭訪問等を通じて、利用者の置かれている環境の把握に努める。	→					
3	地域の中で安心して暮らし続けられるための取組み	1 地域の中で安心して暮らし続けられるための取組み	障害児者が自分らしく日常生活を営むことができるよう、生活全般の相談に応じ支援を行う。	→					
基本方針2 「共に支えあう社会づくり」を目指します。									
2	社会資源との連携・協働	1 学校との連携	学校との連携を図り、福祉と教育との切れ目の無い支援を充実させる。	→					障害児相談及び生活支援センター
		2 地域で支え合う体制づくり	地域の多種機関等と連携を図り、ニーズに適したサービスを調整できる体制づくりを行う。	→					特定相談及び生活支援センター
基本方針3 期待されるサービスを追求します。									
1	ニーズに沿ったサービスの提供	1 利用者本位の計画作成	アセスメント・モニタリングを通して、ご家族だけでなく、ご本人から話を伺い、真のニーズを把握して適切な支援につなげる。	→					
基本方針4 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を育てます。									
1	人材の確保・育成	1 適正な人員配置	各事業所の相談件数に応じた人員配置を進める。	→					
		2 相談支援専門員の育成	地域の相談を積極的に受けるとともに、事例検討や研修会を通して専門知識を高める。	→					
基本方針5 社会的責任を果たすとともに、自立的経営基盤の確立を目指します。									
4	効果的・効率的な経営	1 利用者数の向上	施設内外の相談支援を必要とする方に事業を周知し、利用者数の向上を図る。	→					特定相談及び障害児相談
		2 相談支援体制の構築	多種多様な施設を運営する事業団の強みとネットワークを生かし、相談支援体制を構築する。	→					
		3 事業所の専門性を高めるとともに、収入増を図る取組み	様々な相談に対して、専門的かつ質の高い相談支援を行うために、必要な研修を修了して支援体制を整える。	→					生活支援センター【重点目標】H31からの基本報酬の引下げに伴い、新設

(4) 児童分野

① 利用施設

対象施設：児童センター（三橋、植竹、天沼、宮原、植水、本郷、片柳、春野、馬宮、文蔵、浦和別所、与野本町、向原、大戸、大久保東、岩槻、仲本、尾間木）

※計画策定時の指定管理期間：尾間木児童センター：平成28～30年度、その他の児童センター：平成26～30年度

重点項目	重点目標	説明	工程表（実施年度）						備考
			H28	H29	H30	H31	H32	後期	
基本方針1 人の尊厳を守り、「その人らしい生き方」を大切にします。									
2 その人らしい主体的な生活を送れるようになるための取組み	1 バリエーション豊かな遊びや自己実現の場の提供への取組み	子どもの興味に合わせた遊びの導入、趣味や特技を生かした活動を表現できる場を設定し、子どもの自発的・主体的な活動を支援する。							
基本方針2 「共に支えあう社会づくり」を目指します。									
3 地域福祉力の向上への貢献	1 地域へのアウトリーチ事業の展開	公園巡回事業など地域での事業を実施することにより地域へのPR及び地域貢献を図る。							
基本方針3 期待されるサービスを追求します。									
1 ニーズに沿ったサービスの提供	1 中高生世代への個別の支援や健全育成プログラムの企画・実施	個別の支援を行う中で、深刻な問題が見つかった場合には、専門的な知識を持つ相談機関や人材と連携を取りながら、地域と一体となり中高生世代をサポートする。							
基本方針4 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を育てます。									
1 人材の確保・育成	1 職場内研修の充実	時間や取組み方法を工夫することにより、職場内研修の充実を図る。							【重点目標】「(1)法人としての取組み」の修正に伴い、「OJT」の文言を削除
基本方針5 社会的責任を果たすとともに、自立的経営基盤の確立を目指します。									
3 安定した経営基盤の確保	1 次期指定管理に向けた対応	平成31年度からの次期指定管理に向けた対応を行う。							

(4) 児童分野

② 放課後健全育成事業

対象施設：【併設型放課後児童クラブ12】

三橋、植竹、天沼、宮原、植水、本郷、海老沼、春野、馬宮、文蔵、浦和別所、与野南

【単独型放課後児童クラブ62】

宮前、七里、佐知川、東大宮、岸町、神田、大砂土、谷田、常盤、大谷場、西浦和、大久保東、三室、上木崎、中尾、土合、仲町、南浦和、沼影、栄和、辻、北浦和、木崎、善前、田島、原山、大牧、本太、大門、新開、針ヶ谷、大東、大谷口、道祖土、高砂、大谷場東、浦和大里、与野八幡、鈴谷、大戸、与野本町、与野西北、下落合、上落合、栄、大久保、中島、植水第二、城北、太田、西原、城南、岩槻、慈恩寺、東岩槻、和土、徳力、柏崎、上里、新和、東宮下、野田

※計画策定時の指定管理期間：平成26～30年度

重点項目	重点目標	説明	工程表（実施年度）						備考
			H28	H29	H30	H31	H32	後期	
基本方針1 人の尊厳を守り、「その人らしい生き方」を大切にします。									
1 人権擁護の取組み	1 職員の人権感覚、人権擁護への意識向上	子どもの最善の利益を守ることでできる職員であるとともに、保護者や地域への啓発や支援ができるようにする。							
基本方針2 「共に支えあう社会づくり」を目指します。									
2 社会資源との連携・協働	1 地域の中での、子どもの育成環境づくり	地域の団体や機関と連携・協働して、子どもたちの成長を見守ってもらえる体制や環境づくりを図る。							
基本方針3 期待されるサービスを追求します。									
1 ニーズに沿ったサービスの提供	1 利用者本位のサービス提供	利用者アンケートや「みなさまの声」などにより、利用者のニーズを把握し、ニーズに沿ったサービス提供を図る。							
基本方針4 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を育てます。									
1 人材の確保・育成	1 職員のスキルの向上	児童課主催研修の内容の充実と専門研究部会の活動を活性化し、職員のスキルと資質を向上させる。							
基本方針5 社会的責任を果たすとともに、自立的経営基盤の確立を目指します。									
2 地域・社会貢献	1 地域ボランティアの受け入れと育成	地域の中のクラブとして、世代間交流や障害者との交流などを実施し、人と人との相互理解を図りながら、地域からのボランティア受け入れと育成を行う。							

(4) 児童分野

③ 居住施設

対象施設：けやき荘

※計画策定時の指定管理期間：平成27～31年度

重点項目	重点目標	説明	工程表（実施年度）						備考
			H28	H29	H30	H31	H32	後期	
基本方針1 人の尊厳を守り、「その人らしい生き方」を大切にします。									
1 人権擁護の取組み	1 権利の確保	社会的養護施設として子どもの最善の利益を目指し、児童虐待防止への取組みを強化する。							
基本方針2 「共に支えあう社会づくり」を目指します。									
2 社会資源との連携・協働	1 さいたま市との連携・協働	埼玉県内の公的機関、福祉関係事業者、医療との連携・協働により自立への支援とアフターケアを充実させる。							
基本方針3 期待されるサービスを追求します。									
1 ニーズに沿ったサービスの提供	1 第三者による評価と改善	社会的養護施設として義務化された第三者評価の受審と自己評価により支援の質的向上を目指す。							
基本方針4 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を育てます。									
2 福祉人材の育成支援	1 実習生の積極的受入れ	保育士及び社会福祉士の実習生を積極的に受け入れ、福祉人材の育成を支援するとともに、職員のスーパービジョン機能を高める機会とする。							
基本方針5 社会的責任を果たすとともに、自立的経営基盤の確立を目指します。									
3 安定した経営基盤の確保	1 次期指定管理への対応	平成32年度からの次期指定管理に向けた対応を行う。							

(5) その他

① 利用施設

対象施設：大宮ふれあい福祉センター

※計画策定時の指定管理期間：平成27～31年度

重点項目	重点目標	説明	工程表（実施年度）						備考
			H28	H29	H30	H31	H32	後期	
基本方針1 人の尊厳を守り、「その人らしい生き方」を大切にします。									
1 人権擁護の取組み	1 人権擁護の取組み	職員研修を行い、利用者への「権利侵害」や「不適切な対応」の防止に取り組む。	—————▶						【説明】「(1)法人としての取組み」の修正に伴い、「OJT」の文言を削除
基本方針2 「共に支えあう社会づくり」を目指します。									
1 地域とともに生きる取組み	1 地域・施設との連携・交流	福祉団体や近隣自治会との交流を深めるとともに、事業団が運営する施設と連携を図り、施設への理解を広める。	—————▶						
基本方針3 期待されるサービスを追求します。									
2 地域セーフティネット機能の充実	1 窓口対応の機能強化	市民からの困りごとの相談や問い合わせの際に、職員が関係機関等の窓口を紹介できるよう、体制を整備する。	—————▶						
3 新たなサービスの創造	1 利用方法の見直し及び自主事業の検討実施	利用者本位の観点から利用方法を見直すとともに、地域の方の暮らしや文化に貢献する事業を検討し実行する。	—————▶						
基本方針4 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を育てます。									
1 人材の確保・育成	1 利用者への接遇の向上	接遇・マナーのスキルアップを図る。また、従来の管理者側の貸し館意識から「福祉団体・市民サービスの提供者」といった意識への転換を図る。	—————▶						
基本方針5 社会的責任を果たすとともに、自立的経営基盤の確立を目指します。									
4 効果的・効率的な経営	1 業務及び設備の改善	マニュアルの見直しやパソコンの活用等により効果的な施設利用を目指すとともに、光熱水費削減に向けた設備改善を検討し実施する。	—————▶						

